

農薬の水質環境基準等について

- ・6月 2日 広島県環境県民局環境保全課
- ・6月16日 広島県西部東厚生環境事務所
- ・6月30日 広島県東部厚生環境事務所福山支所
- ・6月1日～8月31日 オンデマンド配信

本日の講習内容

- 1 公共用水域等における
農薬の環境基準等について
- 2 ゴルフ場における
農薬安全使用対策について
- 3 広島県における
水質汚染事故発生状況等について

1 公共用水域等における農薬の環境基準等について

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路(下水道を除く)(水質汚濁防止法第2条)
(+地下水 ⇒ 公共用水域等)

環境基準(水質に関して)

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準(環境基本法第16条)

農薬は、

- ・ 人の健康保護の観点から基準値を設定
- ・ 主に飲料水経由の影響に加え、水質汚濁に由来する食品経由の影響も考慮
- ・ 長期間の摂取を想定し、十分安全性に配慮されている

公共用水域等における農薬の環境基準等の設定状況

(いずれも人の健康を保護する観点から設定)

今日のポイント

環境基準

人の健康を保護する上で、維持されることが望ましい基準

基準値
4農薬

要監視項目

公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質

指針値
11農薬
(指針値未設定
(安全性評価中)
1農薬)

水質評価指針

空中散布農薬など一時的に広範囲に使用されるもののうちで、基準値等が定められていないものに設定指針値は、水道利用されることを想定して、公共用水域の汚濁状況を評価する際の目安となる

指針値
27農薬

公共用水域等における農薬の環境基準等の設定状況

環境基準

基準値 4農薬について設定

今日のポイント

1,3-ジクロロプロペン	殺虫剤	0.002	mg/l
チウラム <small>又はチラム</small>	殺菌剤	0.006	mg/l
シマジン <small>又はCAT</small>	除草剤	0.003	mg/l
チオベンカルブ	除草剤	0.02	mg/l

公共用水域等における農薬の環境基準等の設定状況

要監視項目

指針値 11農薬について設定

イソキサチオン	殺虫剤	0.008	mg/l
ダイアジノン	殺虫剤	0.005	mg/l
フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤	0.003	mg/l
イソプロチオラン	殺菌剤	0.04	mg/l
オキシ銅(有機銅)	殺菌剤	0.04	mg/l
クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	0.05	mg/l
プロピザミド	除草剤	0.008	mg/l
EPN	殺虫剤	0.006	mg/l
ジクロールボス(DDVP)	殺虫剤	0.008	mg/l
フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤	0.03	mg/l
イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.008	mg/l
クロルニトロフェン(CNP)	除草剤	—	mg/l

未設定
(安全評価中)

公共用水域等における農薬の環境基準等の設定状況

水質評価指針

指針値 27農薬について設定

※値の単位は、全てmg/l

イプロジオン	殺菌剤	0.3	ブタミホス	除草剤	0.004
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2	ブプロフェジン	殺虫剤	0.01
エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08	プレチラクロール	除草剤	0.04
エスプロカルブ	除草剤	0.01	プロベナゾール	殺菌剤	0.05
エディフェンホス(EDDP)	殺菌剤	0.006	ブロモブチド	除草剤	0.04
カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.05	フルトラニル	殺菌剤	0.2
クロルピリホス	殺虫剤	0.03	ペンシクロン	殺菌剤	0.04
ジクロフェンチオン(ECP)	殺虫剤	0.006	ベンスリド(SAP)	除草剤	0.1
シメトリン	除草剤	0.06	ペンディメタリン	除草剤	0.1
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.01
トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.03	メフェナセット	除草剤	0.009
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1	メプロニル	殺菌剤	0.1
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	モリネート	除草剤	0.005
フサライド	殺菌剤	0.1			

公共用水域における水質調査結果 (令和6年度)

環境基準 (4農薬)

72地点で調査。いずれも基準値を満足。

(チオベンカルブは69地点)

要監視項目 (12農薬)

16地点で調査。いずれも指針値を満足。

水質評価指針 (27農薬)

2地点で調査。いずれも指針値を満足。

2 ゴルフ場における農薬安全使用対策について

広島県では、ゴルフ場で使用される

農薬等による環境汚染を未然に防止するため…

★ 農薬の安全かつ適正な使用・管理

「ゴルフ場における農薬安全使用対策実施要領」

★ 自主的な水質検査及びその報告

「広島県ゴルフ場水質自主検査指針」

を、ゴルフ場事業者の方へお願いしております。

自主的な水質検査について

～「広島県ゴルフ場水質自主検査指針」～

◎ 検査項目

水産指針値
生態系保全の観点
から設定

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指針」において、排水中の指針値が定められている農薬※のうち、使用実態のあるもの

(※ 詳細は参考資料集をご覧ください)

◎ 検査時期

検査対象とする農薬の使用量が多い時期
(排水中の農薬濃度が高いと見込まれる日)

◎ 検査回数

年1回以上

◎ 検査場所

原則として主たる排水口
または、場内の調整池、排水路などゴルフ場からの農薬の流出実態が的確に把握できる場所

◎ 検査結果 の確認等

自主検査結果が指針値を超過していないことを確認し、超過している場合は応急措置を講じるとともに自主検査結果及び応急措置の内容を県環境保全課へ報告する。

県内ゴルフ場水質自主測定結果 (平成29年度分から広島市を含む)

年度	ゴルフ場数	自主検査未報告 ゴルフ場数	延測定項目数	指針値を 超過した検体数	農薬の検出 検体数
平成30年度	48	6	560	0	51
令和元年度	48	6	575	0	44
令和2年度	47	4	606	0	58
令和3年度	47	5	627	1	79
令和4年度	47	5	622	0	70
令和5年度	47	3	610	0	35
令和6年度	46	2	607	5	84

今年度も、7～8月頃に、自主検査をお願いする文書をお送りさせていただく予定です。
引き続き、御協力をお願いします。

3 広島県における水質汚染事故発生状況等について

水質汚染事故

油、有害物質等により、河川、湖沼、海域等の公共用水域が汚染される事故のこと

事故が発生すると…

- 水道用水や農業用水などの取水の停止
- 魚などの生物の死滅
- 汚染の復旧に、多大な時間・労力・費用が必要となる場合も

生活、農業、漁業などに
大きな被害が発生するおそれ

水質事故事例

①油の流出による事故



廃油や燃料油が流されると少量でも水面を覆うように油膜が広がる。

水質事故事例

②白濁等している



塗料(ペンキ)やコンクリートが流されると、全体に広がって、水が変色して濁る。

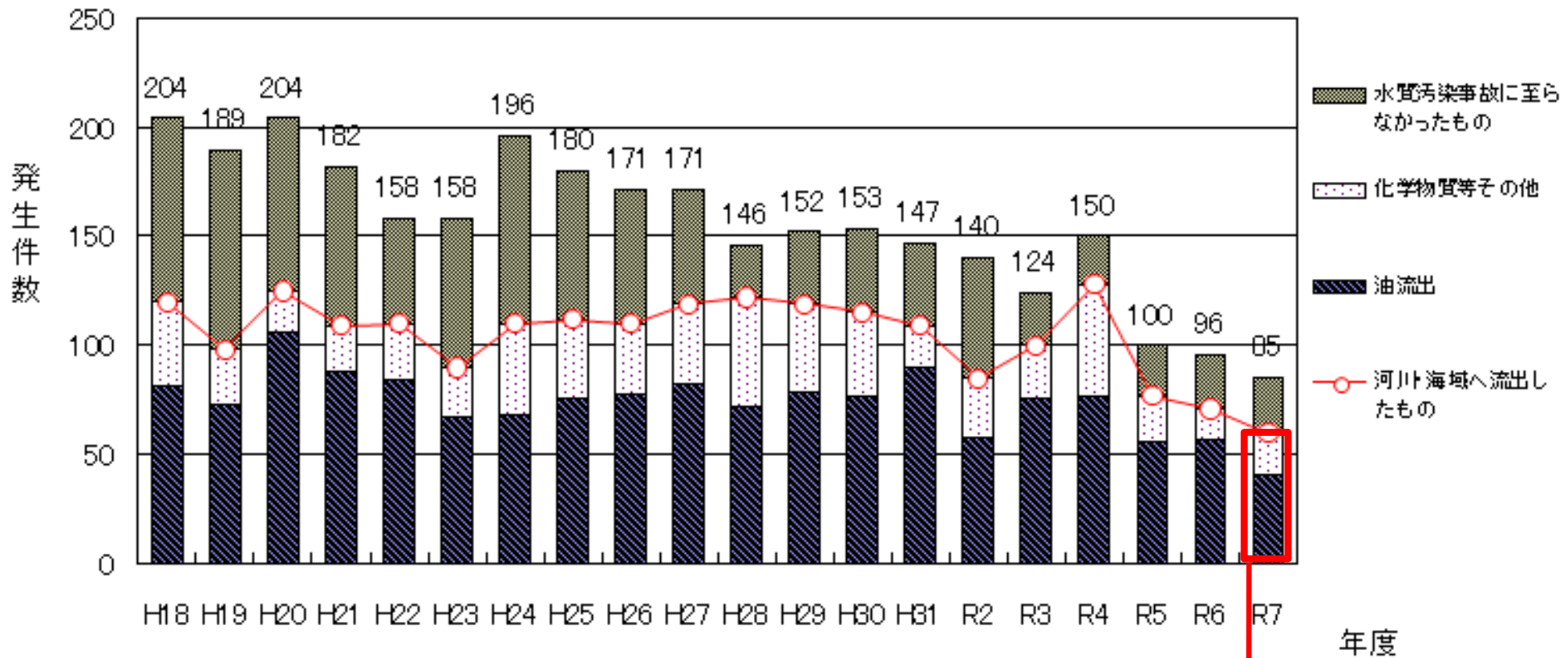
水質事故事例

③魚が死んでいる



魚のへい死事故の主な原因としては、農薬、残留塩素などがある。

県内の水質汚染事故発生件数



河川・海域へ流出した件数 **60件**

油・薬品・廃液等の流出事故が起きた場合は

- ①直ちに、場外への流出防止措置や河川などへの拡散防止措置を行う
- ②速やかに、関係機関へ連絡する



【連絡先】

管轄の県厚生環境事務所・支所、市町、消防など

【通報内容】

- ・原因者または発見者の氏名・連絡先(TEL)
- ・流出場所
- ・流出物名、流出量
- ・流出発見時間

水質汚濁防止法では、工場・事業場の施設の破損等の事故により油、有害物質、指定物質※等が海や川などの公共用水域に排出され、生活環境等に被害を生ずるおそれがある場合、応急措置を実施し、地方自治体へ届け出るよう規定しています。

※指定物質：次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウムなど



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>

広島県の環境情報を発信しています。ぜひ、ご覧ください。

ご清聴ありがとうございました。